

技能証明申請手続操作マニュアル

＜技能証明申請編＞

11. 代理人への手続の依頼を解除 する方法

目次

01.はじめに（代理人への手続きの依頼を解除することを希望する皆様へ）	・ ・ ・ ・ ・ p.11-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・ p.11-3
03.代理人への手続きの依頼を解除するために必要なもの	・ ・ ・ ・ ・ p.11-4
04.代理人への手続きの依頼を解除するステップ	・ ・ ・ ・ ・ p.11-5
05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・ ・ ・ ・ ・ p.11-6
06.Step2：代理人への手続きの依頼を解除する	・ ・ ・ ・ ・ p.11-9

01.はじめに（代理人への手続の依頼を解除することを希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、技能証明の各種申請、申請取下げ、再申請、申請状況確認、登録情報確認および代理人への申請依頼をすることができます。
- 代理人の手続依頼の解除後は代理人にて申請ができなくなります。事前に代理人と調整した上で解除をお願いします。また、解除後に再度代理人への手続きの依頼が必要な場合、代理人の設定を行うことで依頼が可能です。
- 代理人で手続中の申請がある場合、代理人への手続の依頼を解除することはできません。このため、代理人が申請中に依頼人本人が手続きを実施したい場合、代理人側で申請の取下げを行い、依頼人が代理人の手続の依頼を解除することで、依頼人が手続きを実施できるようになります。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.代理人への手続の依頼を解除するために必要なもの

代理人への手続の依頼を解除するために事前準備していただく情報等はありません。

なお、代理人設定解除後、代理人の方にて代理人申請ができなくなります。再度、代理人へ申請を依頼される場合は、改めて代理人設定パスワードを発行していただく必要がございます。

手違い等を防ぐために、代理人設定を解除される前に、代理人の方へ代理人設定を解除する旨をお伝えいただくことをお勧めします。

04.代理人への手続の依頼を解除するステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請依頼を行います。

代理人への手続きの依頼解除を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 代理人への手続の依頼を解除する

メインメニューで「代理人の設定・解除」を押下する。

代理人への手続きの依頼解除が完了

注意事項！

代理人の方にて手続き中の申請がある場合、代理人の解除はできません。申請状況が取消済または手続完了に遷移するまでお待ちください。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0 トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（2/3）



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

技能証明、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

[手順の確認](#)

以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

[手順の確認](#)

100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

[手順の確認](#)

以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

[手順の確認](#)

第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)[技能証明の取得申請へ](#)

06.Step2：代理人への手続の依頼を解除する（1/2）

代理人の設定/解除を行う

代理人の設定

代理人の解除

代理人パスワードを発行し、代理人へ技能証明に関する各種申請を委任します。

代理人の設定を解除します。

代理人として技能証明申請を行う

代理人パスワードの入力

申請状況確認/取下げ/支払い

技能証明申請者番号の取得

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

代理人の設定を行います。事前に依頼人からの代理人パスワード発行が必要です。

代理人として、現在手続き中の技能証明申請の状況の確認、および過去の申請情報履歴の照会を行います。

代理人として、技能証明申請者番号の取得を行います。取得には、本人確認書類、委任状が必要です。

代理人として、技能証明書に表記される情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を変更します。変更には、委任状が必要です。

技能証明メニューのページで、「代理人の解除」ボタンを押します。

「代理人設定を解除します」の旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

代理人設定を解除します。
解除後は、代理人による申請ができません。
解除後に代理人に申請を依頼する場合には、再度
代理人パスワード発行を行う必要があります。
よろしければ以下のOKボタンを押してください。

OK

キャンセル

07.Step3：代理人への手続の依頼を解除する（2/2）

代理人解除通知の例 ※ご本人様向け

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

申請者 様による代理人設定解除が完了いたしました。

現在、代理人の各種手続きの依頼を受けていないなど、このメールにお心当たりがない場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログイン URL
<http://~>

「OK」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「代理人解除通知」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

代理人解除通知の例 ※代理人の方向け

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

代理人 様の代理人設定解除が完了しました。

現在、代理人の方へ各種手続きの依頼を行っていないなど、このメールにお心当たりがない場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■ログイン URL
<http://~>